

2 防衛特別法人税の創設

(1) 制度の概要

防衛特別法人税(※1)の概要は以下のとおりです(※2)。

1 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があります(防確法8)。

2 課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課されます(防確法9)。

3 課税事業年度

法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度が課税事業年度となります(防確法11)。

4 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(各課税事業年度の基準法人税額から年500万円の基礎控除額を控除した金額)に4%の税率を乗じて計算した金額となります(防確法14①、15)(次ページ参照)(※3)。

5 申告

(1) 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければなりません(防確法21)(※4)。

(2) 防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません(防確法25)(※5)。

※1 防衛特別法人税の規定(中間申告の規定を除きます。)は、法人の令和8年4月1日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用されます(改正法附則62①)。

※2 防衛特別法人税の概要については、国税庁ホームページ掲載のリーフレット「防衛特別法人税が創設されました(令和7年5月)」もご参照ください。

※3 計算の結果、納税額が生じない場合であっても、申告義務は失われないため、いわゆる零申告が必要となります。

※4 中間申告の規定は、法人の令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます(改正法附則62②)。

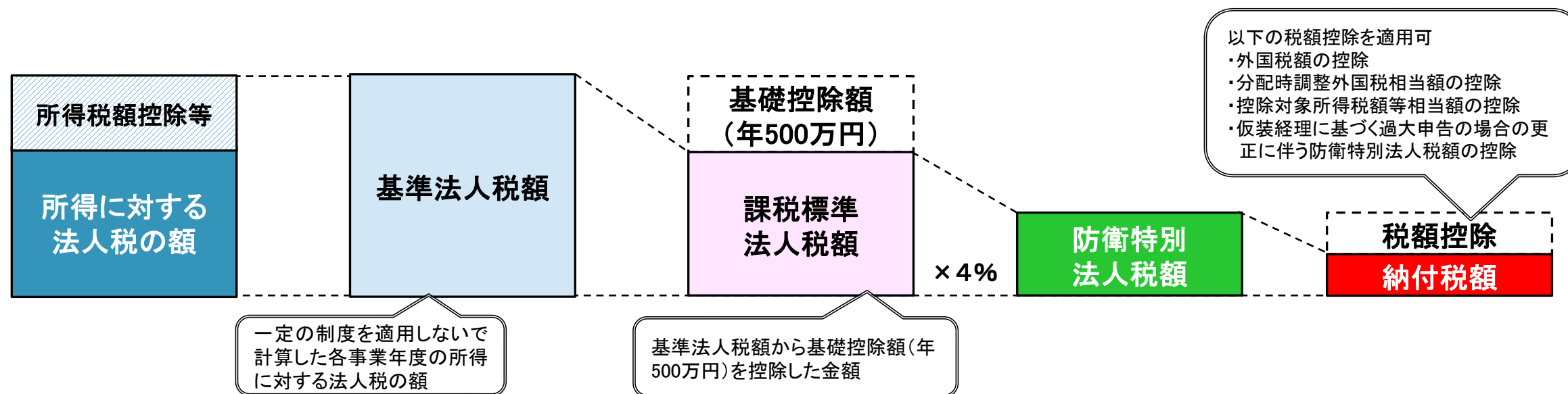
※5 防衛特別法人税の申告書については、法人税及び地方法人税の申告書別表に防衛特別法人税に係る欄を追加する予定です。詳細については、国税庁ホームページに公表する様式をご参照ください。

(2) 課税標準法人税額及び税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額）に4%の税率を乗じて計算した金額となります。また、防衛特別法人税の額から、一定の税額控除を行うことができます（防確法16～19）。

- 1 基準法人税額…一定の制度（※1）を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額（防確法10）。
- 2 基礎控除額…年500万円（防確法13③）（※2）。

[防衛特別法人税の計算イメージ]



※1 基準法人税額の計算の際に適用しないこととされる一定の制度とは、所得税額の控除（法68）、外国税額の控除（法69）、分配時調整外国税相当額の控除（法69の2）、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法70）、戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除（措法42の12の6⑥⑦）、同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算（措法42の14①④）及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措法66の7④、66の9の3③）をいいます（防確法10一）。

※2 課税事業年度が1年に満たない場合には、500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数を乗じた金額となります（防確法13⑧⑨）。